

1. 件 名：京都大学研究用原子炉（KUR）の設計及び工事の計画の承認申請に関する京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和4年7月21日（木） 11時05分～11時50分
3. 場 所
  - （1）原子力規制庁 10階打合せ卓
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所  
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
  - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門  
金子安全規制調整官、立元管理官補佐、加藤上席安全審査官、望月安全審査専門職
  - （2）京都大学複合原子力科学研究所  
教授 他4名
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり  
※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. 配付資料
  - 資料1：KUR設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に係るコメント回答
  - 資料2：KUR設工認（中央管理室の機能移転、火災対応機器・放送設備の設置）に係るコメント回答

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	規制庁のカトウです。場所はですけれどを始めたと思います。
0:00:05	こちらの参加者ですが、神子タツモト、モチヅキカトウの4名となっております。 ございます。
0:00:14	京大さんの参加者ご紹介をお願いします。
0:00:20	京都大学の藤原です。私フジハラとミサワカマエタカミヤホリの五名で ございます。
0:00:29	はい。それでは始めたいと思いますが、修正点の説明でよろしいですか。そうしましたら、前回のヒアリングから変更になった部分のご説明の方をよろしく願いいたします。
0:00:45	はい、承知いたしました。では兵頭大学藤原からご説明させていただきます。まず資料1についてですが、
0:00:54	まず、資料の2ページ目にあります、コメント1の回答といったところで、四つのカテゴリーに分類分けしておりましたこの④のところ、
0:01:04	軽微な調整ですが、最後の、必ずしも必要な設備ではないものといったところ、必ずしも必要な機能ではないものという、
0:01:13	文言に修正しております。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:01:17	前回コメントいただきました内容で、市長 1 の中で、位置付けとして④として位置付けたものの最後に、
0:01:27	従ってという文章のところでちょっと記載がわかりにくいという。
0:01:31	コメントいただきましたので、④の、
0:01:34	先ほど申しました、位置付けの④の定義の文書に合わせて、中性子ております。具体的に表 1 の、
0:01:44	No.7 のところ、No.8、No.9、No.10No.11、
0:01:51	そのものが位置付け④となっておりますがこれらの説明について、最後の文章を、
0:01:59	次変更承認申請書に記載があるが、設置許可基準規則及び技術基準規則の適合性からは必ずしも必要な機能ではないという、
0:02:10	文章に修正しております。
0:02:15	続きまして、
0:02:18	評議値のNo.17 と N o. 20 につきまして、こちら技術基準規則の第 41 条に適合するという記載しておりましたが、
0:02:28	41 条第 1 項という形に、項番号についても記載を修正しております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:36	あと、ナンバー18の技術基準規則第31条第1項第3号に関しまして、 この第31条に適合するとしておりましたが、
0:02:49	技術基準規則の適合性の一覧表の中で31条の方へ、
0:02:54	説明の用地を不要としておりましたが、
0:02:57	昆ナンバー18が、
0:03:00	31を希望するものでございますので、適合のように、向こうに水曜に修正する形で、そちらにつきましては、添付資料の4に、技術基準規則との適合性環境を再度、
0:03:13	説明した上で、審査会合の際にお示した内容からの変更点を、
0:03:19	加えて修正しております。
0:03:22	移入基準規則の適合性の一覧表の中で、
0:03:26	まず、第26条第2項第4号市道につきましては、前回の質疑がありましたけども、技術基準第26条に関する
0:03:37	適合の説明も加えておりますので、こちらについても、
0:03:41	説明を長勝から丸に修正しております。
0:03:45	あと、第31条先ほど、
0:03:47	第1項第3号につきましても小坂から丸に修正に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:03:52	あと、
0:03:52	第 30 条についても、審査会合の会議は説明義務あるとして説明しておりましたが、最終的にはこの今日、この情報に関する
0:04:03	対応は不要としておりますので、こちらについては、0 から×に修正しております。
0:04:11	と加えまして、添付資料 4 の方には、先ほど申しました技術基準規則第 31 条に関する適合性の説明の、
0:04:21	ページを 25 ページに追加しております。
0:04:29	今回の資料ではちょっとまだ修正してないんですか。ですがちょっと先ほど気づいたところでちょっと申し訳ないんですが、
0:04:37	ページ 14 ページのところの、表 3 の P R について、一番右の欄ですね、P R 新設融資申請書の記載といったところで、
0:04:47	申請書の記載を書いておりますが、このうちの上の資産という案の記載のところ、ちょっと関係するところと字にしておりましたが、ちょっと閉じにする箇所をちょっと間違えてまして、
0:04:59	放送設備に関する記載のところ、ちょっと続いております。
0:05:04	最終的にはこの

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:05	部分のボールのところをちょっと修正したいなと思っております。
0:05:10	資料1につきましたは以上です。
0:05:15	はい、ありがとうございます。何かございますか。
0:05:19	地域の方で、ごめんなさい。最後言われたところっていうのは、P14 ページ目の放送設備のK rの方の一番右の欄、
0:05:30	こことここを記載しているところが、
0:05:33	ちょっと大赤。
0:05:43	京都大学フジハられるすいませんちょっと説明不足で申し訳ございません。今ちょっとH a t c h - 11 - 4のところの記載は変わらないんですが、今、閉じにしておりますところが、
0:05:53	非常警報に関する文章のところを確認しております、包摂に関する説明を、
0:05:59	だったので放送設備に関する後のまた1本の文章ですね。
0:06:03	制御室または中央簡易改正法創立40点とすることができる器文書を太字にすべきところをちょっと間違えていたということでございます
0:06:11	ちょっと瀬尾の工程が変わったところで、変わったときにちょっと残るかどうかはまだあれですが、残るぐらいちょっとこういう形で、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:18	要請したいなと思います。わかりました。太字の箇所が変わるっていうことで理解をしました。
0:06:24	内容に変更はございません。
0:06:32	この資料で確認すべきことがあります。
0:06:37	これは寝付けてもらった方がやっぱり 083。
0:06:43	3 例目。
0:06:46	規制庁の加藤ですよろしいでしょうか。まだの P23 ページ。
0:06:55	P23 ページ目のところ、説明の要否のところは、なるべくけなあっていう形で示していると思うんですけど、
0:07:06	そのマルペケバーのですね、凡例を書いて欲しいんですよ。
0:07:10	簡単に言いますと、前回の審査会合の資料の 22 ページ目に凡例が載っていて、
0:07:19	それを示せばいいんじゃないかなあと考えておまして、その凡例を入れていただきたいと思います。いかがでしょうか。
0:07:29	京都大学フジハラです。承知いたします。そのように反映できるようにしたいと思います。
0:07:34	おい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:37	規制庁のタツモトです。すいません前回会合からの資料っていうところではあって申し訳ないんですけども、今 23 ページの表の、
0:07:47	説明の要否というのは、どういう観点での説明の要否になるんですか。
0:07:58	京都大学フジハラですと技術基準規則との適合性の説明の要望というところで、要は技術基準規則の条項に今回の設工認前の対策の設備が、
0:08:11	どの情報に対応するものであるかっていうところの説明、
0:08:15	対応そのものについては説明が必要であるということで決めております。
0:08:21	規制庁タツモトです。今回のこの中央管理室っていうものは、そもそもあったものを、部屋を移転しますっていうところで、
0:08:34	上宮ん。
0:08:35	今申請書上、
0:08:37	今までの中央管理室のところでももう既認可の中身であって、設変更は特段ないのか、それとも中央管理室移転したことに伴って改めて説明するのかっていうところ。
0:08:50	わあ、どちらになるんですか。
0:08:57	本。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:08:59	京都大学の藤原です。今回の設工認申請につきましては、中央管理室の移転に伴いまして、今回、先生戸松中央監視盤と、
0:09:11	放送設備と与えたかったものが、新しい中央管理室の方で新た改めて設置するものでございますので、それについて設工認申請するものでございまして中央管理室自体が、
0:09:25	別変更の設置申請の中で、
0:09:28	変わるというものではないと。
0:09:32	考えております。
0:10:13	すみません。
0:10:15	京大の河合でございます。
0:10:18	ちょっと今の回答なんですけども、少しちょっとわかりにくかったと思いますので今質問と回答が少し合っていないかもしれません。それで、私は今、そちらの質問を感じた。
0:10:29	ということで回答しますと、新規制の時にですね、の時と中間室の機能等々ですね、今回、移転しますけども、中身の位置付けは我々としては同じだと思ってます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:44	ただ新規制の時に、1回と市許可基準とのですね適合性という観点で、 多分お話しされてなかったと思います。それを改めて、今回ですね、それをクリアにしたということで、
0:10:58	我々はもともとある地域性の時の考え方と変わってるというところはないつもりでございますけども、ただこの審査の中で、少し位置付けをですね、変えてきたという部分は当然あるんですけども原則は、
0:11:11	し、新中間親権起動ができたということで、改めて何か変わったということはないというふうに我々が考えておりますけども、質問はそういうことだけでしょうか。
0:11:25	規制庁タツモトです。そういうことなんですけど、今回の表のまとめ方としては、中央管理室に関連する条文をすべて挙げました。なので説明の容器の丸については、
0:11:39	中央管理室に関連するものです。
0:11:42	ていうことの整理なのかなと。ただそれとは別に、今回の申請で変更する部分。
0:11:48	市中央管理室の場所が変わるとかその変更することによって、適合性を説明する部分っていうのは、この表とは変わってくるのかなと思ってるんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:58	そこの理解はどうか。
0:12:01	正田のカマエでございますけども、我々は
0:12:05	隣に研究等も立ってですねそこに監視盤を移すということで、機能すべてそちらの方に移すということでですね、あまり
0:12:13	今おっしゃったようなことを考えてないんですけども、原則機能としては同じだということと、今回改めて許可基準規則とのですね適合性をですねこういう形で整理をしました。
0:12:26	ただ新規制基準の時にはですねそこまで細かくですね、1個1個の警報等々がですね、新規制基準との適合性の中で、
0:12:35	議論はされてなかったと。
0:12:38	いうふうに思ってます。ですから原則は変わってないと。
0:12:42	ごめんなさい変わってないというのは、この審査の
0:12:46	中でいろんな議論の中で、少し位置付けをですね、これはし、
0:12:51	今の申請者にあまりように、はっきりとクリアにも書かれてない部分がございます、当初我々の考えとして、一応この今回の設工認を出しましたけど、その議論の中で、少し我々も思ってる機能をですね、
0:13:04	少し変わってきた部分もございます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:08	そういう経緯がございますけども原則は変わってないというふうに思っ て、
0:13:12	理解で進めてきたつもりでございます。
0:15:45	規制庁のカトウでちょっとこちらで話してるんでちょっとお待ちくださ い。
0:22:04	市長の加藤ですよろしいでしょうか。
0:22:07	ちょっと1点確認なんですけど。
0:22:11	23ページ目のですね、
0:22:14	第6条の第3項、
0:22:18	これもともとハードだったのが二つに変わっているんですけど、これタ ダノ全体の時に、少し説明があったかもしれないんですけど、
0:22:29	そこもちょっと変わった理由を教えてくださいよろしいですか。
0:22:36	すいません京大の金井でございます。
0:22:40	これはですね非常にクリアな話でしてですね。
0:22:46	東条4条の保育基準の四条のですね。
0:22:52	どうぞ、どうぞ。室さんです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:59	どうですか。聞こえづらい怒ったんですけど今は聞こえます。すいませ ん。4条、許可基準の四条はですね3項、
0:23:08	これで見ると、
0:23:11	三島4項というのは耐震重要施設が対象になってて、これはSクラスが 対象ということなので、これは293号も
0:23:23	ビフォー、ちょっと
0:23:27	ごめんなさい、乳牛申し訳ないちょっと技術基準の
0:23:32	すいません、評価基準ではなくて、
0:23:36	すいません2項3項は、技術基準になるように、耐震重要施設はという のが主語になってまして、これは同じなので、本来は、この中で
0:23:48	お聞きというのはこれ、Sクラスじゃないので、本来の意向も参考も同 じようにすべきだったのを、少し記載をミスしまして、当初、
0:23:58	バーにしてたんですけども、これは同じ。
0:24:01	形そのものなのでペケに変えた。
0:24:04	理由は耐震重要施設ではないということで、
0:24:09	よろしいでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:43	すいません京大のカマエです。ちょっと追加をしますすいません。ちょっと待ってください。
0:26:24	社長の方でちょっと教えてください。
0:26:29	これパート×のちょっと使い分けなんですけれど。
0:26:36	まずバーっていうのは、
0:26:40	ヒアリング資料の 23 ページ目を見たときに、
0:26:45	第三条第 4 条っていうのが特殊といってそういった排出中なので、全然対象外なのでバーですね。
0:26:53	それで一番下、43 条 5036 条からのやつは、研開炉を学童なんて義務になるので、それらも対象外だからやっぱ、うん、それはわかりますと。
0:27:06	それ以外のところについては、今回の P R K U C A が対象なので、基本、
0:27:16	対象となる条文にはなって、それで、こうこうこうこうこういう理由でそこっていうのは説明しなくてもいいんです。
0:27:27	てなったとき、バツだと、そういう理解をしています。
0:27:31	そのときに、6 条、第 6 条地震のところの第 3 項について、今までバーにしていたものっていうものが、月にしました。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:44	それは先ほど言われたように耐震重要施設がないからですので理解をしたんですけど、その考えに基づいて整理すると、第7条の津波がバーってというのがちょっとおかしくなります。
0:27:59	伊芸。
0:28:00	そこってというのはどういう考えをすればいいんですかね。
0:28:04	すいません。京大の釜谷でございます。申し訳ございません。つくし、今越智こちらでも少し議論してたんですけど、バスとバーが少し整理されてないと。
0:28:15	それです現状はですね
0:28:18	バーにしたのは、
0:28:20	今になります。それと、この第6条の第3項の部分はですね、これ、地すべりなんですね、ずっと。
0:28:32	斜面があるかどうか、それでアテンド久見崎されてるとわかるんですけども、斜面はないということとかですね、津波は当然そのハザードになってないということで、
0:28:44	それで、当初ですね、私はちょっと見落としたんですけども、それで
0:28:49	A - と、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:50	そこで、まず本当は今の第6条の3項も、耐震重要施設というところの キーワードで取ってれば、2項の3項も、
0:29:01	ベケになったんですけど、ちょっと参考のところ読み、読んだときにで すね、自主斜面というところをまず見ちゃ、しまったもんですから、
0:29:10	それで斜面はここにはないと、いうことで先ほどの廃止措置中と同じ ように、関係ないということで、
0:29:19	ーにしたんですけども、実際あの中藤さんおっしゃったように、ちょっ とーと言うカバーとバツが少し、
0:29:27	あまり整合性という意味ではですねあれなので、本来はバツは、ワーワ ー今おっしゃったように三条とか四条とか、それ以降43条以降で、全 くこの
0:29:39	池戸のこの家の減少には関係ないというところですね。ただ津波にし ろ、今の六条の参考にしてですね、あるかないかではないので、
0:29:49	a. 行政の観点からはやっぱり駅、
0:29:54	すべて県にすべてだと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:29:56	津波を敵にすべきだと、いうふうに今、今こちらでもちょっとそういう、今頃申し訳ございませんけども、少しそういう整理をするとやっぱりそれが正しいのかなというふうに今、
0:30:07	考えているところでございます。以上です。
0:30:10	はい、ありがとうございます。そしたら繰り返しですが津波のところもバーでは抜けてになると。
0:30:18	そういうことでよろしいですかね。はい。はい。
0:30:21	よろしいですか。
0:30:23	はい。
0:30:24	ちょっと安全わかりますか。うん。そうですね。
0:30:28	それでちょっと凡例の方ですね、もうちょっと何ていうんすかね。わかるような感じで記載をしていただければと思いますのでよろしくお願ひします。
0:30:40	はい。磯田岩川でございます。了解しました。はい。
0:30:45	こちらの資料はよろしいでしょうか。
0:30:48	あと何かある。
0:30:49	それで、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:55	はい。そうしましたら次、資料の方の説明の方よろしく申し上げます。
0:31:01	はい。はい。江本大学藤原です。では資料2の変更点について説明させていただきます。
0:31:08	両におきましてはコメント2への回答ということで1ページ目に文章を書いておりますが、その最後に2行ほど文章を加えております。
0:31:19	請負はほぼ、最後に、2行目のまたからですね、また複数の切り換え作業が同時に実施される場合については、それぞれ必要な代替措置として、
0:31:30	人員配置は的確確実に実施すると。
0:31:34	ということを、文章で追記してございます。変更点は以上です。
0:31:41	はい。ありがとうございます。何かございますか。
0:31:46	源田。
0:31:48	規制庁カネコです。
0:31:54	今おっしゃっていた作業が重複する場合の人員確保を確実にするという ことなんですけどもこれは何か許認可の文書ですとか、本規定でもいい んですけど、何か落差した。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:06	そういうふうな、その明記することで担保するとか何かそういうお考えはありますか。
0:32:10	かけていったわけじゃないですよ。ここの担保は、どういう手続きで担保するのかなと思ひまして、
0:32:25	あ、すみません、ちょっとお待ちいただけますでしょうか。申し訳ありません。はい。
0:34:45	規制庁金子です打ち合わせ中のところすみません。大分お話しされてるようなんで、必要以上に混乱させてしまったら申し訳ないんです。私どもは許認可文書に記載して担保するという意図がわからなくてですね。
0:34:58	審査対応で、明確に発言していただくとか、工事の際の作業指示書ですとか、そういったものに期待するとか下位文書に位置づけるとかね、そういったものでもう十分かなと思ひますんで、
0:35:12	ちょっと大げさにとらえられるとまずいかなと思ひてですね、そういった意味でちょっとそういう、我々の思ひはそういうところですので、そういう
0:35:23	意味を含めてちょっと清田さんの意識をお聞かせいただければと思ひます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:30	明日、すいません京大の玉井でございます。あまりコミュニティ直してたわけじゃないんですけども、同じように今回はこういう移設工事という事です。ね在来的な工事ですけども、これ普段の保安活動の中でもありますね、
0:35:44	何か故障したりとかですね、そういう時には当然大体置いたり1人入ってきたりという、本当は保安活動の中でもそういうことそういうことやっていますので、ただそれをどっかとかっていう話になるともう非常に広い話なんで、
0:35:57	今回のですねこの工事を進めるにあたって、当然少しお話ありましたが、指示書といいますか、手順書といいますか、そういう、
0:36:07	そういうところをですね我々も安全委員会とかっていう組織でございます。して、当然そういうところで、その工事はこういうところを注意してやるとかっていうのをですね、少しオーソライズして、
0:36:17	進めていきたいなと思ってます。書き物としては具体的にはないんですけども、今おっしゃったようにもし審査会合でそういう質問があったときには、そういうふうに答えたいなと思って、
0:36:31	はい。そういうふうにと注意S I M M E Rすっていう、
0:36:35	回答ってことですかね。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:37	注意するというよりは当然この控除手順の中で、当然盛り返す段階があるわけです。
0:36:45	だから、そういう時には人を配置をして、こういう計画でやりますという、計画書的なものをですね、どっかでオーソライズをして、それを充実するという、
0:36:57	やり方ですこれ先ほど申しあげましたように我々の普段の保安活動の中でも当然そういうことをやってるわけですので、これはかなり大々的にそういう一連のものが起こるということですので、
0:37:08	それで院長だとは思ってますので、
0:37:11	それを今回効率を一つの工事ということで、改めて、そういうところは地区しっかりと遵守すると、その遵守とともに、計画を立てて、
0:37:22	どういう配置をするか、どういうことが並行して走るかというものをですね、これ工事計画の中で出てきますので、もうそれに従った対応をするところを我々の安全委員会というところの協議会で、
0:37:35	担当者の方から説明していただいて審議をすると、その
0:37:41	その妥当かどうかも含めて検討するという、
0:37:45	形になろうかと思えます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:47	はい。わかりました整理する等、工事にあたっては作業計画書の中で必要な人数、重複する作業をの内容を踏まえて必要な人数が配置されるように、
0:37:57	計画の中で、
0:38:01	増益という成果が伸ばせるとそういうことでよろしいですね。
0:38:07	カマエでございます。その通りでございます。はいわかりましたありがとうございます。
0:38:20	あともう1点だけですね。
0:38:25	今回の代替措置わあ、
0:38:29	例えば、
0:38:32	そうだなあ。
0:38:35	19番を4ページの19番2、スタックガスモニターございますよね。
0:38:46	はい。はい。あります。はい。代替措置の具体的内容を見ると、
0:38:52	切り換え作業中はKUCA制御室に人を配置し、警報を監視するという ことでした。
0:39:00	これ制御指数の機能喪失が切り換え作業中にあった場合は、
0:39:06	警報の監視っていうのはどうされるんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:13	京都大学伊佐です。機能喪失というのは例えば停電とかそういうことでしょうか。
0:39:21	そうですね。そもそも中央管理室は、停止機能については、制御室の機能が火災等によって失われた場合でも停止できるようになっていう機能がその中央管理室。
0:39:33	にあると思うんです。
0:39:38	こういった伝達手段とかが警報を発報するかそういうやつは停止中には、じゃなくて制御室機能措置が求められてないなと思ってるんですけども。
0:39:50	それを踏まえても、この制御室が失われたときには、
0:39:54	どうするんでしょうかっていう、昨日おっしゃった場合ですね。
0:39:58	何か別の手段でまたさらに代替的な手段を講じることになるんでしょうか。
0:40:03	京都大学ミサワです。制御室、それから上の方には保健物理つ例えば 15 番にはですね、そういうところありますので、多分それは共通のご質問だということで閉じております。
0:40:18	ですから例えば、上の保険、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:21	見物率というところが使えなくなったらどうするかと、多分そういうご質問かと思います。
0:40:26	まず電源についてはですね、非常電源等が電源喪失というときには、非常電源等で対応できると、いうことは考えておりますし、
0:40:38	もしそれ以上の事態になったというところになりましたら、基本的にはまずスタッフ9月から、例えばKUCAの先ほど19番のご指摘ですけど、
0:40:49	スタックガスのモニターというのはこれ当然運転中に、何らかのトラブルがあったことを前提にするということで、可能性があるということになりますと、運転は当然個々の責任を行っておりませんので、
0:41:04	当間はもともとスタッフから出るという可能性は非常に少ないと思います。ただ、それでもですね大体が必要になった場合には、今までの例でございしますが、
0:41:14	室内に別の何だ、移動式だったかな。移動式の緊急時に使えるようなモニターのシステムがありますので、
0:41:27	そういうものを持って行って対応する。
0:41:30	ということになるかと思います。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:41:33	基本的にはですね放射線関係については他のものにつきましても、携帯できるような様式のモニターを持っていく。例えば、
0:41:46	K rの露出でしたら、そういうモニターまたは当然DMとかですね願いたいな、線量計を持って確認するということになることになると。
0:41:59	基本的には今言いましたように、非常電源等に対応できない場合の対応という、緊急時の対応ということで、放射線関係についてはそういうことで対応することになると。
0:42:13	以上です。はいわかりました。整理すると今示していただいている代替措置のほかに、二宮さんの家があるんですと、そういう整理でいいですよね。
0:42:27	はい。京大ミサワです。ご指摘の通りです。これ以外にも、可搬型のモニター等で対応することができると、いうふうに考えております。
0:42:36	はいわかりましたありがとうございます。
0:42:55	はい。こちらから医療です。
0:42:59	東大の方から何かございますか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	兄弟の考えでございます。一応ヒアリングとしてはもう、一応、特にこちらからお話がございます。ただ、ちょっとヒアリング終了後にちょっとだけ、
0:43:17	少しだけおはよございますんでちょっとそれよろしいでしょうか。
0:43:21	すぐ終わります。はい。そうしましたらヒアリングにつきましてはこれをもって終わりにしたいと思います。ちょっとちょっと、
0:43:32	ちょっと、
0:43:44	ちょっと、そしたらこれで終わりにしたいと思います。お疲れ様でした。
0:43:52	ありがとうございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。